

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊谷市は、住民基本台帳に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

熊谷市長

公表日

令和5年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>熊谷市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードを用いたコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付 ⑫サービス検索及び電子申請機能による届等の受領に関する事務(ぴったりサービス)</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<p>1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 証明書コンビニ交付サービスシステム 6. 共通基盤システム(庁内連携システム) 7. サービス検索及び電子申請機能(ぴったりサービス)</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>(1)住民基本台帳ファイル (2)本人確認情報ファイル (3)送付先情報ファイル</p>	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p> <p>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) : (1条2号ハ、2条7号ロ・13号ハ・14号ハ・20号ハ・21号、3条8号ロ・11号ハ・14号ハ・21号、4条2号ハ、6条4号・9号ロ・10号ロ・18号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ホ・2号ホ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ハ・6号ロ、12条1号ハ・2号ロ・3号ロ・4号ハ・6号ロ・8号ハ、13条1号ロ・2号二、14条1号ハ・2号ハ・3号二16条2号、20条4号・9号ロ、22条1号二、22条の3 1号ロ・2号ロ・13号ロ、22条の4 1項1号・2号二 2項1号 3項1号・4項1号、23条2号ハ、24条3号、24条の2 1号イ・6号ロ・11号ハ・12号ハ、24条の3 2号、25条10号二・11号・12号、26条の3 1号ロ・2号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号二、28条1号ホ、31条1号ホ・2号二・5号ホ・6号ホ、31条の2の2 1号イ・7号ロ・12号ハ・13号ハ、31条の3 2号、32条1号ハ・2号ハ、33条5号、37条1号ロ・3号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・3号イ・6号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号二、44条の5 2号、45条2号、47条12号二・13号二・14号二・16号二・26号二・27号二・29号二・31号二・32号二・33号二・34号二・35号二・36号二・37号ハ・38号二・39号二・40号二・41号ハ・44号二・45号二・48号二、48条1号ロ、49条1号ロ、49条3号ロ、49条の2 2号、53条1号ワ、53条2号ヘ、53条3号ホ、53条5号ハ、54条2号イ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条1号、57条1号、58条1号ハ・2号ハ、59条2号、59条2号、59条の2の2 1号ハ・7号ハ、59条の2の3 2号、59条の3 1号ホ・2号ホ・4号) ※番号利用法別表第二の30、102、105の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 市民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線223
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市市民部市民課 電話048-524-1111 内線269

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		①個人番号カードを用いたコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付 ※上記内容を⑩の下へ追加	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年1月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	清水 輝義	龍前 毅	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため
平成29年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市総務部庶務課行政係 電話048-524-1111 内線224	郵便番号360-8601 熊谷市宮町2丁目47番地1 熊谷市市民部市民課 電話048-524-1111 内線269	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため
平成29年10月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
平成30年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
平成30年10月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	龍前 毅	課長	事後	H30.5.21の様式改正に伴い所属長氏名の記載が廃止され役職名の記載に変更されたため
平成30年10月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. コンビニ交付システム	1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 証明書コンビニ交付サービスシステム 6. 共通基盤システム(庁内連携システム)	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成30年7月31日 時点	事前	住民情報系システム更改に向けた評価再実施の結果に伴う変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
平成30年10月12日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	同上	24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号ロ・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号ハ、28条1号ホ、31条1号ホ・2号ニ・5号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ロ・2号ロ、33条4号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号ニ、44条の2 2号、45条2号、47条2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・17号ロ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ、48条、49条の2 2号、50条1号・2号ロ・3号ロ・4号ロ・5号ロ、51条2号・3号・4号ロ・5号・6号・8号・9号・10号・11号・12号、53条2号へ・3号ホ・5号ハ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2 1号ハ、59条の3 1号ニ・2号ニ・4号) ※番号利用法別表第二の21、30、89、102、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため
平成31年4月1日	IV リスク対策		1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 3. 特定個人情報の使用 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 7. 特定個人情報の保管・消去 8. 監査 9. 従業者に対する教育・啓発	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ、4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ニ・2号ニ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、12条1号ロ・2号イ・3号ロ・4号ハ・6号イ・8号ハ、13条1号ロ・2号ロ、14条1号ロ・2号ロ・3号ハ、16条、20条8号ロ、22条1号ニ、22条の3 3号・5号ロ・6号ロ・7号ロ・8号、22条の4 1項1号・2号ホ 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ、4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ニ・2号ニ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、12条1号ロ・2号イ・3号ロ・4号ハ・6号イ・8号ハ、13条1号ロ・2号ロ、14条1号ロ・2号ロ・3号ハ、16条、20条8号ロ、22条1号ニ、22条の3 3号・5号ロ・6号ロ・7号ロ・8号、22条の4 1項1号・2号ホ 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
平成31年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号ロ・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号ハ、28条1号ホ、31条1号ホ・2号ニ・5号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ロ・2号ロ、33条4号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号ニ、44条の2 2号、45条2号、47条2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・17号ロ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ、48条、49条の2 2号、50条1号・2号ロ・3号ロ・4号ロ・5号ロ、51条2号・3号・4号ロ・5号・6号・8号・9号・10号・11号・12号、53条2号ハ・3号ホ・5号ハ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2 1号ハ、59条の3 1号ニ・2号ニ・4号) ※番号利用法別表第二の21、30、89、102、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号ロ・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号ハ、28条1号ホ、31条1号ホ・2号ニ・5号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ロ・2号ロ、33条4号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号ニ、44条の2 2号、45条2号、47条2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・17号ロ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ、48条、49条の2 2号、50条1号・2号ロ・3号ロ・4号ロ・5号ロ、51条2号・3号・4号ロ・5号・6号・8号・9号・10号・11号・12号、53条2号ハ・3号ホ・5号ハ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2 1号ハ、59条の2の2、59条の3 1号ニ・2号ニ・4号) ※番号利用法別表第二の21、30、89、102、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年7月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成25年5月31日法律第28号施行時点) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ、4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ニ・2号ニ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、12条1号ロ・2号イ・3号ロ・4号ハ・6号イ・8号ハ、13条1号ロ・2号ロ、14条1号ロ・2号ロ・3号ハ、16条、20条8号ロ、22条1号ニ、22条の3 3号・5号ロ・6号ロ・7号ロ・8号、22条の4 1項1号・2号ホ 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、119、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ、4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ホ・2号ホ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ロ、12条1号ハ・2号ロ・3号ロ・4号ハ・6号ロ・8号ハ、13条1号ロ・2号ニ、14条1号ハ・2号ハ・3号ニ、16条2号、20条9号ロ、22条1号ニ、22条の3 4号ロ・5号ロ・6号、22条の4 1項1号・2号ニ 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和2年4月1日	同上	24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号ロ・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号ハ、28条1号ホ、31条1号ホ・2号ニ・5号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ロ・2号ロ、33条4号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号ニ、44条の2 2号、45条2号、47条2号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ハ・6号ハ・7号ハ・8号ハ・9号ハ・10号ハ・11号ハ・12号ハ・13号ハ・14号ハ・15号ハ・16号ハ・17号ロ・18号ハ・19号ハ・22号ハ・23号ハ、48条、49条の2 2号、50条1号・2号ロ・3号ロ・4号ロ・5号ロ、51条2号・3号・4号ロ・5号・6号・8号・9号・10号・11号・12号、53条2号ヘ・3号ホ・5号ハ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2 1号ハ、59条の2の2、59条の3 1号ニ・2号ニ・4号) ※番号利用法別表第二の21、30、89、102、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号ニ・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号ニ、28条1号ホ、31条1号ホ・2号ニ・5号ホ・6号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ハ・2号ハ、33条5号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号ニ、44条の2 2号、45条2号、47条2号ニ・3号ニ・4号ニ・5号ニ・6号ニ・7号ニ・8号ニ・9号ニ・10号ニ・11号ニ・12号ニ・13号ニ・14号ニ・15号ニ・16号ニ・17号ハ・18号ニ・19号ニ・22号ニ・23号ニ、48条、49条1号ロ、49条3号ロ、49条の2 2号、53条1号ワ、53条2号ヘ、53条3号ホ、53条5号ハ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2 1号ハ、59条の2の2 2号、59条の3 1号ホ・2号ホ・4号) ※番号利用法別表第二の21、30、89、102、103、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和3年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p> <p>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ・4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ホ・2号ホ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ロ、12条1号ハ・2号ロ・3号ロ・4号ハ・6号ロ・8号ハ、13条1号ロ・2号二、14条1号ハ・2号ハ・3号二、16条2号、20条9号ロ、22条1号二、22条の3 4号ロ・5号ロ・6号、22条の4 1項1号・2号二 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、</p>	<p>・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p> <p>・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ・4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ホ・2号ホ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ロ、12条1号ハ・2号ロ・3号ロ・4号ハ・6号ロ・8号ハ、13条1号ロ・2号二、14条1号ハ・2号ハ・3号二、16条2号、20条9号ロ、22条1号二、22条の3 4号ロ・5号ロ・6号、22条の4 1項1号・2号二 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、</p>	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和3年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号二・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号二、28条1号ホ、31条1号ホ・2号二・5号ホ・6号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ハ・2号ハ、33条5号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号二、44条の2 2号、45条2号、47条2号二・3号二・4号二・5号二・6号二・7号二・8号二・9号二・10号二・11号二・12号二・13号二・14号二・15号二・16号二・17号ハ・18号二・19号二・22号二・23号二、48条、49条1号ロ、49条3号ロ、49条の2 2号、53条1号ワ、53条2号ハ、53条3号ホ、53条5号ハ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2 1号ハ、59条の2の2 2号、59条の3 1号ホ・2号ホ・4号)</p> <p>※番号利用法別表第二の21、30、89、102、103、105の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	<p>24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号二・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号二、28条1号ホ、31条1号ホ・2号二・5号ホ・6号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ハ・2号ハ、33条5号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号二、44条の2 2号、45条2号、47条2号二・3号二・4号二・5号二・6号二・7号二・8号二・9号二・10号二・11号二・12号二・13号二・14号二・15号二・16号二・17号ハ・18号二・19号二・22号二・23号二、48条、49条1号ロ、49条3号ロ、49条の2 2号、53条1号ワ、53条2号ハ、53条3号ホ、53条5号ハ、54条2号、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号、59条の2の2 1号ハ、6号ハ、59条の2の3 2号、59条の3 1号ホ・2号ホ・4号)</p> <p>※番号利用法別表第二の21、30、89、102、103、105の項に係る主務省令は未制定。</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)</p>	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号利用法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ、4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ホ・2号ホ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ロ、12条1号ハ・2号ロ・3号ロ・4号ハ・6号ロ・8号ハ、13条1号ロ・2号二、14条1号ハ・2号ハ・3号二、16条2号、20条9号ロ、22条1号二、22条の3 4号ロ・5号ロ・6号、22条の4 1項1号・2号二 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない) ・番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報提供の根拠) :(1条2号ハ、2条5号ロ・10号ハ・11号ハ・17号ハ・18号、3条6号ロ・11号ハ・12号ハ、4条2号ハ、6条3号・7号ロ・8号ロ・16号、7条1号ロ・2号ハ・3号ハ・4号ロ・5号ロ、8条1号ホ・2号ホ・4号、10条1号ハ・3号ハ・4号ハ・5号ロ、12条1号ハ・2号ロ・3号ロ・4号ハ・6号ロ・8号ハ、13条1号ロ・2号二、14条1号ハ・2号ハ・3号二、16条2号、20条9号ロ、22条1号二、22条の3 4号ロ・5号ロ・6号、22条の4 1項1号・2号二 2項1号・2号ホ 3項1号・2号ホ・4項1号・2号ホ、23条3号、24条3号、	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	24条の2 4号ロ・8号ハ・9号ハ・10号、24条の3 2号、25条8号二・9号・10号、26条の3 1号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号二、28条1号ホ、31条1号ホ・2号二・5号ホ・6号ホ、31条の2 5号ロ・9号ハ・10号ハ・11号、31条の3 2号、32条1号ハ・2号ハ、33条5号、37条1号ロ・2号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・2号・3号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号二、44条の2 2号、45条2号、47条2号二・3号二・4号二・5号二・6号二・7号二・8号二・9号二・10号二・11号二・12号二・13号二・14号二・15号二・16号二・17号ハ・18号二・19号二・22号二・23号二、48条、49条1号ロ、49条3号ロ、49条の2 2号、53条1号ワ、53条2号ハ、53条3号ホ、53条5号ハ、54条2号イ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条、57条、58条1号ロ・2号ロ、59条2号ハ、59条の2の2 1号ハ、6号ハ、59条の2の3 2号、59条の3 1号ホ・2号ホ・4号) ※番号利用法別表第二の21、30、89、102、103、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	24条の2 1号イ・6号ロ・11号ハ・12号ハ、24条の3 2号、25条10号二・11号・12号、26条の3 1号ロ・2号ロ・3号ロ、27条1号イ・2号イ・3号二、28条1号ホ、31条1号ホ・2号二・5号ホ・6号ホ、31条の2の2 1号イ・7号ロ・12号ハ・13号ハ、31条の3 2号、32条1号ハ・2号ハ、33条5号、37条1号ロ・3号イ、38条1号ロ、39条4号、40条1号ロ・3号イ・6号ロ、41条1号・2号、43条1号ロ・5号ハ、43条の3 2号、43条の4 1号二、44条の5 2号、45条2号、47条12号二・13号二・14号二・16号二・26号二・27号二・29号二・31号二・32号二・33号二・34号二・35号二・36号二・37号ハ・38号二・39号二・40号二・41号ハ・44号二・45号二・48号二、48条1号ロ、49条1号ロ、49条3号ロ、49条の2 2号、53条1号ワ、53条2号ハ、53条3号ホ、53条5号ハ、54条2号イ、55条1号ハ・6号ロ・7号ロ・9号ロ・10号ロ・11号ロ、56条1号、57条1号、58条1号ハ・2号ハ、59条2号、59条2号、59条の2の2 1号ハ・7号ハ、59条の2の3 2号、59条の3 1号ホ・2号ホ・4号) ※番号利用法別表第二の30、102、105の項に係る主務省令は未制定。 (別表第二における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>熊谷市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</p>	<p>市町村(特別区を含む。)(以下「市町村という。」)が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>熊谷市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知</p>	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードを用いたコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>⑤本人、同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪個人番号カードを用いたコンビニエンスストアでの住民票の写し等の交付 ⑫サービス検索及び電子申請機能による届等の受領に関する事務(びったりサービス)</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>番号利用法別表第二に基づいて、熊谷市は、住民基本台帳に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事前	根拠法にあわせて修正記載する形式的変更のため
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 証明書コンビニ交付サービスシステム 6. 共通基盤システム(庁内連携システム)</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。</p>	<p>1. 既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) 2. 住民基本台帳ネットワークシステム(※) 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. 証明書コンビニ交付サービスシステム 6. 共通基盤システム(庁内連携システム) 7. サービス検索及び電子申請機能(びったりサービス)</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。</p>	事前	サービス検索及び電子申請機能の利用による見直し
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらなため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため